

仙塩広域都市計画下水道の変更（仙台市決定）

都市計画仙台市公共下水道「２．排水区域」、「３．下水管渠」中梅田川幹線ほか９線、および「４．その他の施設」中郡山ポンプ場を次のように変更する。

２．排水区域

（１）汚水

「排水区域は総括図表示のとおり」（備考）面積 約 14,073ha

（２）雨水

「排水区域は総括図表示のとおり」（備考）面積 約 10,782ha

３．下水管渠

（１）汚水

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
梅 田 川 幹 線	仙台市宮城野区宮城野三丁目	仙台市宮城野区幸町五丁目	南蒲生処理区 延長約 1,590m
広 瀬 川 幹 線	仙台市宮城野区宮千代一丁目	仙台市若林区大和町一丁目	南蒲生処理区 延長約 1,140m
第 1 南 蒲 生 幹 線	仙台市宮城野区南蒲生字八郎兵衛谷地第二	仙台市宮城野区宮千代一丁目	南蒲生処理区 延長約 8,030m
第 2 南 蒲 生 幹 線	仙台市宮城野区南蒲生字八郎兵衛谷地第二	仙台市若林区六丁の目西町	南蒲生処理区 延長約 6,450m
第 3 南 蒲 生 幹 線	仙台市宮城野区南蒲生字八郎兵衛谷地第二	仙 台 市 若 林 区 白 萩 町	南蒲生処理区 延長約 9,230m
中 央 幹 線	仙台市宮城野区日の出町三丁目	仙台市若林区新寺一丁目	南蒲生処理区 延長約 5,370m
名 取 川 左 岸 幹 線	仙台市若林区六丁の目西町	仙台市太白区富沢字松山	南蒲生処理区 延長約 8,890m
七北田川右岸幹線	仙台市若林区六丁の目西町	仙台市泉区八乙女中央二丁目	南蒲生処理区 延長約 11,760m
中央第 4 号幹線	仙台市若林区新寺二丁目	仙台市青葉区五橋二丁目	南蒲生処理区 延長約 1,400m
宮 城 幹 線	仙台市青葉区折立三丁目	仙台市青葉区西花苑一丁目	宮城処理区 延長約 1,020m

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

(2) ポンプ施設（汚水）

内 訳	位 置	備 考
郡山ポンプ場	仙台市太白区郡山字籠ノ瀬、上野	南蒲生処理区 面積約 5,500m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

今後の下水道事業の目指すべき方向性と施策等をまとめた「仙台市下水道マスタープラン」の策定及び仙台市公共下水道全体計画の見直しに伴い、これら計画と整合を図り、効率的な汚水・雨水排水を行うため、排水区域の一部を変更するとともに、下水道台帳に基づく幹線ルートの特査及び既決定管渠の集水面積の整理を踏まえ、都市計画決定の対象となる下水道幹線について見直しを行うものである。

また、都市計画道路 3・1・81 号国道幹線（国道 4 号）の道路幅員の見直し（拡幅）を踏まえ、隣接する郡山ポンプ場については老朽化対策や耐震性確保のため、下水道機能を維持しながら施設再構築を行う必要があることから、段階的な整備を可能とするよう施設の配置計画を見直し、所要の区域変更を行うものである。

理 由 書

今後の下水道事業の目指すべき方向性と施策等をまとめた「仙台市下水道マスタープラン」の策定及び仙台市公共下水道全体計画の見直しに伴い、これら計画と整合を図り、効率的な汚水・雨水排水を行うため、排水区域の一部を変更するとともに、下水道台帳に基づく幹線ルート of 精査及び既決定管渠の集水面積の整理を踏まえ、都市計画決定の対象となる下水道幹線について見直しを行うものである。

また、都市計画道路の変更に伴い、関連するポンプ場施設の配置計画を見直し、所要の区域変更を行うものである。

〔排水区域の追加・削除（汚水）〕

- ・ 令和 7 年 6 月 24 日付で市街化区域に編入となった上愛子樋田地区について、土地区画整理事業の事業進捗が図られたことに伴い、排水区域に追加する。
- ・ 既市街化区域である田子西地区について、仙台市公共下水道全体計画における区域見直しに伴い、排水区域に追加する。
- ・ 市街化区域界の GIS データ化に伴い、既決定の下水道排水区域との不整合箇所が生じていることから、区域界の精査を行い、実態に即した区域界へ補正する。このため、苦竹二丁目、岩切字中江北、岩切字中江南、岩切字今市東、岩切字一本杉中、岩切字一本杉南、岩切字屋敷前、岩切字初崎、岩切字西茨田、岩切字江向北、岩切字百文南下、岩切字山崎、燕沢字原田および燕沢字北田の各一部について、排水区域に追加する。
- ・ 令和 6 年 6 月 7 日付で市街化調整区域に編入となった栗生地区、郷六地区、中山二丁目地区、燕沢三丁目地区、柊江地区、八木山弥生町地区および東原地区について、開発抑制が図られ、市街化の進展が見込まれないことから排水区域より削除する。
- ・ その他、市街化調整区域内の田畑等の区域について、当面開発の見通しがなく、都市計画下水道としての整備の必要性が低いものと判断し、排水区域より削除する。

〔排水区域の追加・削除（雨水）〕

- ・ 令和 7 年 6 月 24 日付で市街化区域に編入となった上愛子樋田地区について、土地区画整理事業の事業進捗が図られたことに伴い、排水区域に追加する。
- ・ 令和 6 年 6 月 7 日付で市街化調整区域に編入となった栗生地区、中山二丁目地区、燕沢三丁目地区、柊江地区、八木山弥生町地区および東原地区について、開発抑制が図られ、市街化の進展が見込まれないことから排水区域より削除する。

〔下水管渠の変更（汚水）〕

下水道台帳に基づく幹線ルート of 精査を行うとともに、仙台市公共下水道全体計画の見直しにより既決定管渠の集水面積の整理を行った結果、都市計画決定の対象となる下水道幹線について変更を行う。

〔その他の施設の追加（郡山ポンプ場）〕

都市計画道路 3・1・81 号国道幹線（国道 4 号）の道路幅員の見直し（拡幅）を踏まえつつ、隣接する郡山ポンプ場については老朽化対策や耐震性確保のため、下水道機能を維持しながら施設再構築を行う必要がある。段階的な整備を可能とするよう施設の配置計画を見直し、施設建て替え先の用地を追加するとともに都市計画道路用地となる範囲を廃止する。